

1 【16-1-1 後見開始の審判申立事件 基本型（親族後見人、鑑定実施）】

2 平成28年（家）第××号 後見開始の審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町△丁目○番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番○号×一××

8 本 人 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10

11 本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人について後見を開始する。

14 2 本人の成年後見人として、申立人を選任する。

15 3 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定費用
16 は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

17 平成29年1月×日

18 H家庭裁判所

19 裁 判 官 △ △ △ △

20

1 【16-1-2 後見開始の審判申立事件 (監督人選任)】

2 平成28年(家)第××号 後見開始の審判申立事件

3 平成28年(家)第△△号 成年後見監督人選任事件(職権)

4 審 判

5 住所 A県B市C町△丁目○番×号

6 申立人 甲野太郎

7 本籍 D県E市F町×丁目×番地

8 住所 G県H市I町×丁目番○号×一××

9 本人 乙山花子

10 昭和46年7月×日生

11 本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人について後見を開始する。

14 2 本人の成年後見人として申立人を選任する。

15 3 本人の成年後見監督人として次の者を選任する。

16 住所 P県I市O町×丁目×番×号

17 氏名 丙川三郎

18 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人の負

19 担とし、その余は申立人の負担とする。

20 平成29年1月×日

21 H家庭裁判所

22 裁判官 × × × ×

1 【16-1-3 後見開始の審判申立事件 (複数後見人・権限分掌あり)】

2 〈略〉

3 主 文

4 1 本人について後見を開始する。

5 2 本人の成年後見人として申立人及び次の者をそれぞれ選任する。

6 住所 T県U市Y町×丁目×番×号

7 氏名 甲 森 次 郎

8 3 成年後見人らは、別紙のとおり事務を分掌してその権限を行使しなければなら
9 ない。

10 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人の負
11 担とし、その余は申立人の負担とする。

12 〈略〉

13

14 (別紙)

15 事務分掌目録

16 1 成年後見人【申立人名】は、本人の身上監護の事務を分掌する。

17 2 成年後見人甲森次郎は、本人の財産管理及び身上監護の事務を分掌する。

18 以上

19

20

1 【16-1-4 後見開始の審判申立事件 保佐からのバージョンアップ】

2 平成28年（家）第××号 後見開始の審判申立事件

3 番 判

4 住所 A県B市C町×丁目×番×号

5 申立人（保佐人） 甲 野 太 郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番×号×—××

8 本人（被保佐人） 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10

11 本件について、当裁判所は、その申立てを相当と認め、次のとおり審判する。

12 主 文

13 1 本人（被保佐人）について後見を開始する。

14 2 本人（被保佐人）の成年後見人として申立人（保佐人）を選任する。

15 3 当裁判所が、平成14年3月2×日に本人（被保佐人）に対してもした保佐開始
16 の審判（平成13年（家）第△△号）を取り消す。

17 4 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は本人（被
18 保佐人）の負担とし、その余は申立人（保佐人）の負担とする。

19 平成28年8月×日

20 H家庭裁判所

21 裁判官 × × × ×

22

23

【16-1-5 後見開始の審判申立事件 任意後見契約登記がある例】

2 平成27年(家)第〇〇号 後見開始の審判申立事件

審判

4 住所 A県B市C町×丁目×番×号

5 申立人 甲野太郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番×号×—××

8 本 人 乙 山 花 子

9 昭和 2 年 10 月 × 日 生

11 1 本人について後見を開始する。

12 2 本人の成年後見人として次の者を選任する。

13 住所 N県L市W町×丁目○番地

14 氏名 丙 町 三 郎

15 3 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料、送達・送付費用及び鑑定
16 費用は本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

理由

18 一件記録によれば、本人は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に
19 あると認められる。そして、一件記録によれば、本人について任意後見契約が登記
20 されていることが認められるが、いまだ任意後見監督人の選任申立てがなされてお
21 らず、任意後見人受任者に申立ての意思はないのであるから、本人について後見開
22 始の審判をすることが本人の利益のため特に必要があると認められる（任意後見契
23 約に関する法律10条1項）。【注】

24 よって、主文のとおり審判する。

1

平成27年12月×日

2

H家庭裁判所

3

裁判官 × × × ×

4

5 【注】より簡易な理由の記載例として、「本件について、当裁判所は、その申立てを本人
6 の利益のため特に必要があると認め、次のとおり審判する。」

7

1 【16-1-6 後見開始の審判申立事件 任意後見監督人選任済みの事例】

2 平成27年(家)第△△号 後見開始の審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町×丁目○番×号

5 申 立 人 甲 野 太 郎

6 申立人手続代理人弁護士 乙 野 次 郎

7 本籍 J県C市○町×丁目○番△号

8 住所 S県U市E町×丁目×番×号

9 本 人 乙 山 三 郎

10 昭和2年5月×日生

11 主 文

12 1 本人について後見を開始する。

13 2 本人の成年後見人として次の者を選任する。

14 住 所 G県C市N町×丁目×番×号

15 氏 名 丙 山 四 郎

16 3 手続費用のうち、申立手数料、後見登記手数料及び送達・送付費用は
17 本人の負担とし、その余は申立人の負担とする。

18 理 由

19 第1 認定事実

20 一件記録によれば、以下の事実が認められる。

21 1 本人については、平成21年5月1×日、本人の長女の乙山花子（以下「本
22 件任意後見人」という。）との間で、本件任意後見人を受任者とする任意後見
23 契約（以下「本件任意後見契約」という。）が締結され、同月1×日、その旨
24 の登記がされた。

1 2 本件任意後見人が、平成27年6月1×日、当庁に任意後見監督人選任の申
2 立て（以下「本件任意後見監督人選任の申立て」という。）を行い、本人の任
3 意後見監督人としてA弁護士（以下「本件任意後見監督人」という。）が選任
4 されている。本件任意後見人が本件任意後見監督人選任申立ての際に提出した
5 平成27年6月×日付けの診断書には、所見欄に「認知機能低下も認め、意思
6 疏通は困難である」などと記載がされ、本人の判断能力につき後見相当である
7 との意見がなされている。

8 3 本人は、平成25年1月×日、本件任意後見人に対して、下記不動産を贈与
9 する旨の契約に署名をしている（以下、この贈与契約を「本件贈与契約」と
10 いう）。本件贈与契約の際、本件において本件任意後見人の手続代理人とな
11 っているB弁護士が説明をし、本人が署名等をしている様子がビデオ撮影さ
12 れている。

13 記

14 (略)

15 4 本件任意後見人は、本人名義の預金口座から平成26年5月×日に200
16 0万円、同月×日に2000万円、同年6月×日に3000万円の合計70
17 00万円を引出し、同年5月×日に引き出した2000万円については後日
18 本人名義の預金口座に返金したものの、残りの5000万円については、本
19 件任意後見人名義の預金口座に入金したままにし、本件任意後見監督人選任
20 の申立ての際の財産目録にもこの5000万円について預り金などの記載を
21 していなかった（以下この5000万円を「本件資金」といい、本件資金の
22 本件任意後見人口座への入金を「本件資金移動」という。）。なお、本件任
23 意後見人は、本件任意後見監督人の指摘を受けて、平成27年10月×日に
24 本件資金を本人名義の預金口座に入金している。

25 5 本人の二女である申立人が、平成27年8月×日、本件申立てをした。本

1 件申立ての際に提出された同年7月×日付け診断書（以下「本件診断書」と
2 いう。）には、所見欄に「平成19年都立C病院にて、進行する記銘力低下
3 に対して、アルツハイマー病と診断し、投薬が開始された。徐々に症状進行
4 し、現在ほぼコミュニケーションがとれない状態である。」などと記載され、
5 本人の判断能力につき後見相当であるとの意見がなされている。なお、本人
6 の三女であるDは本件申立てに同意している。

7 第2 当裁判所の判断 【注1】

8 1 本件診断書等によれば、本人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠
9 く常況にあることが認められる。

10 2 もっとも、本件においては、本人について任意後見契約が登記されており、
11 後見開始の審判をすることが「本人の利益のため特に必要がある」（任意後見
12 契約に関する法律10条1項）といえるかが問題となるので以下検討する。

13 (1) 本件任意後見契約の効力について

14 一件記録によれば、本件任意後見契約が締結された平成21年5月当時、
15 本人は少なくとも軽度の認知症の症状があったものと認められるものの、本
16 人が本件任意後見契約を締結するに足りる意思能力がなかったことをうかが
17 わせる事情までは認められず、本件任意後見契約が無効とは認められない。

18 (2) 本件任意後見人の適格性等について

19 申立人は、本件任意後見人が本人を頻繁に転院させていることや、その入
20 院費が高額であることなどを問題にしているが、本件任意後見監督人の意見
21 書等によれば、本人の財産状況からすればその入院費を支出することは十分
22 に可能であり、病院での医療・看護体制も含む本人の身上監護の状況に特段
23 の問題は見受けられない。

24 しかしながら、以下詳述するとおり、本件任意後見人には本人の財産管理
25 において不適切な行為があったと認められる。

1 ア 本件贈与契約について

2 本件贈与契約締結がなされた平成25年1月当時、本人が後見相当であ
3 ったか否かはともかく、その判断能力が一定程度低下していたと認められ
4 るところ（なお、本件贈与契約締結の際の様子がビデオ撮影されていると
5 ころ、この事実自体から、本人の判断能力等が将来問題になることを予想
6 していたとも思われ、本人の判断能力に疑念を抱かせる事情の一つともい
7 える。），既に本件任意後見契約を締結していた本件任意後見人としては、
8 本人と利益相反関係となるような本件贈与契約を締結するに際しては、本
9 件任意後見契約を発効させ、任意後見監督人に本人を代表させるなどして
10 契約を締結するのが適切であったといえ、その行為は不適切であったとい
11 わざるを得ない。

12 イ 本件資金移動等について

13 本件任意後見人は、本件資金移動はアパートの修繕等が発生した場合
14 等に備え、本人が入院中で銀行に行けない際に本件任意後見人が銀行で現
15 金をおろせるようにすること及び本人が亡くなった際に葬儀費用等を速や
16 かにおろせるようにすることを目的として、本人から預かった2000万
17 円及び3000万円をそれぞれ専用の口座を開設して管理していた旨主張
18 する。

19 しかしながら、上記目的からすれば本件資金は高額にすぎ、その根拠
20 として不十分であり、その目的・意図について疑念が残るものである。そ
21 もそも、本件資金移動がなされた平成26年5月から同年6月ころにおいて、
22 本人が後見相当であったか否かはともかく、その判断能力が一定程度
23 低下していたと認められるから、5000万円もの多額の現金を本件任意
24 後見人名義の口座に移動させるに際しては、本件任意後見契約を発効させ、
25 任意後見監督人の監督のもとで行うべきであったといえる。

1 また、本件任意後見監督人選任の申立ての際の添付資料において本件
2 任意後見人の口座に本人の現金を移動していることを示唆するメモがあり、
3 本件任意後見人が本件資金移動及び本件資金につき隠匿する意図があつた
4 とまでは認めるに足りる証拠はないものの、本件任意後見人が本人の 50
5 00 万円もの多額の本件資金を預かりながらこれを意識しないまま財産目
6 錄を作成していること自体、他人の財産を預かる者として不適切である。

7 さらには、本件任意後見人は、本件任意後見監督人から本件資金移動の
8 問題を平成 27 年 9 月 × 日以前に指摘されているにもかかわらず、本件資
9 金が返金されたのが同年 10 月 × 日であり、これだけ時間を要した合理的
10 理由が見当たらない。

11 (3) 以上によれば、本件任意後見人には本人の財産管理において複数の問題点
12 が認められ、その適格性に疑念を抱かざるを得ず、後見開始の審判をするこ
13 とが「本人の利益のため特に必要がある」（任意後見契約に関する法律 10
14 条 1 項）と認められる。

15 3 よって、本件申立ては相当と認められるので、主文のとおり審判する。

16 平成 28 年 3 月 × 日

17 U家庭裁判所

18 裁判官 × × × ×

19

20 【注 1】法定後見が任意後見に優先する場合について論じたものとして、小川敦「法定後
21 見が任意後見に優先する場合の考慮要素」ケース研究第 325 号（平成 27 年第 3 号） 3
22 頁以下参照。

23

24

1 【16-1-7 後見開始の審判申立事件 却下例】

2 平成26年(家)第〇〇号 後見開始の審判申立事件

3 審 判

4 住所 A県B市C町×丁目×番×号

5 申立人 甲野 太郎

6 本籍 D県E市F町×丁目×番地

7 住所 G県H市I町×丁目番×号×一××

8 本 人 乙 山 花 子

9 昭和2年10月×日生

10 主 文

11 1 本件申立てを却下する。

12 2 手続費用は申立人の負担とする。

13 理 由

14 第1 申立ての趣旨

15 本人について後見を開始する。

16 第2 当裁判所の判断

17 1 当裁判所の鑑定の結果を含む一件記録によれば、鑑定医による診察時に
18 は、本人の記憶力及び見当識に相応の問題はみられたものの、意思疎通は可
19 能であって、理解・判断力にも大きな問題はみられず、長谷川式簡易知能評
20 価スケール（HDS-R検査）の結果は20点であったこと、鑑定医はかかる
21 診察結果等を踏まえ、本人が自己の財産を管理、処分するには常に援助が
22 必要である（保佐相当）との鑑定意見を述べたこと、本人は自宅で独居して
23 おり、ヘルパーの援助があれば、身の回りのことも自ら判断できる状態にあ
24 ることが認められる。

1 そうすると、本人については、精神上の障害により事理を弁識する能力が
2 著しく不十分であると認められるが、事理を弁識する能力を欠く常況にある
3 とは認められない。

4 2 よって、本件申立ては理由がない。

5 平成26年9月×日

6 H家庭裁判所

7 裁判官

8